

平成 21 年度

公 募 要 領

「次世代高効率・高品質照明の基盤技術開発」

平成 22 年 1 月

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

「IT イノベーションプログラム／ナノテク・部材プログラム」に係る
「次世代高効率・高品質照明の基盤技術開発」の委託先公募について
(平成 22 年 1 月 12 日)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、「NEDO」という。)は、平成 21 年度から平成 25 年度まで「次世代高効率・高品質照明の基盤技術開発」プロジェクトを実施します。

なお、本事業は平成 21 年度補正予算(第 2 号)の成立を前提としており、予算の成立状況によっては変更があり得ますので、ご注意ください。

記

1. 件名

「次世代高効率・高品質照明の基盤技術開発」

2. 事業概要

(1) 事業の背景、及び目的

我が国の家庭や商用施設で消費されるエネルギー源は電力が 40%以上を占め、家庭では約 16%の電力を照明で消費しています。そこで、照明光源として一般的な白熱電球や蛍光灯をエネルギー効率の高い LED や有機 EL を用いた次世代照明に置き換えることによる省エネルギー化が期待されています。

この次世代照明の普及を大きく加速させるためには、寿命・発光効率・演色性の観点で高効率・高品質な性能に加えて、材料、並びに製造プロセスのコストを低減させる必要があり、そのためには既存技術の改良にとどまらず、基盤的な研究開発が不可欠です。

本プロジェクトは、高効率・高品質、かつ低コストの次世代照明を実現するための基盤技術開発を行い、次世代照明の早期普及を図ることで、照明機器の省エネルギー化に貢献し、地球環境の温暖化抑制につなげることを目的として実施します。

(2) 事業の内容

研究開発項目①LED照明の高効率・高品質化に係る基盤技術開発

(a)窒化物系結晶成長手法の高度化に関する基盤技術開発

結晶成長技術の高度化、並びに LED デバイスの技術開発を実施します。

(b)基板の応用によるデバイス技術の開発

結晶成長技術の高度化以外のアプローチによって、高効率・高品質 LED 照明を低コスト化する技術開発を実施します。

研究開発項目②有機EL照明の高効率・高品質化に係る基盤技術開発

(a)高効率・高品質有機 EL 照明デバイス技術開発

高効率化、高品質化を図る光取り出し技術、封止技術等の技術開発、並びに低コスト化を図るプロセス制御技術、薄膜形成技術等の技術開発、有機 EL を構成する基板・電極・有機層等の技術開発を実施します。

(3) 事業の期間、及び規模

本事業の期間は、NEDOの指定する日から、ステージⅠが平成21～22年度の2年間、ステージⅡが平成23～25年度の3年間とします。ステージⅠ、Ⅱのそれぞれについて、目標を設定し、ステージⅠの最終段階(平成22年度)にステージゲート評価を実施します。ステージゲート評価では、ステージⅠの研究目標に対する達成度、ステージⅡの研究目標に対する実現性を中心に定性的・定量的に評価を行い、ステージⅡにおける研究開発主体を選定します。

ステージⅠの事業規模は全体で5,470,000千円を予定します。ただし、これは平成21年度第2次補正予算を財源とし、事業規模は変動することがあります。なお、ステージⅡの事業規模は未定です。

(4) 採択件数

複数件の採択を予定しますが、提案内容、並びに予算等によって採択件数は変わります。

提案の単位は、基本計画(別紙)に記載する研究開発項目①(1)、研究開発項目①(2)、研究開発項目②(1)を最小の単位とします。

3. 研究開発体制

単独、または複数で参加を希望する企業等からの公募を受け付けます。

4. 応募資格

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「平成21年度実施方針」に示された条件を満たす、単独、または複数で受託を希望する企業とします。

- (1) 当該技術、または関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金、及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部、または一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等(大学、研

究機関を含む)の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。

5. 提出期限、及び提出先

本公募要領に従って提案書 4 部(正 1 部、副 3 部)を作成し、以下の提出期限までに郵送、または持参にてご提出ください。FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

- (1) 提出期限:平成 22 年 2 月 12 日(金)午後 5 時必着
- (2) 提出先: 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
電子・情報技術開発部 工藤、高井 宛
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310
ミューザ川崎セントラルタワー19 階

※郵送の場合は、封筒に『「次世代高効率・高品質照明の基盤技術開発」に係る提案書在中』と朱書のこと。

※持参の場合は、ミューザ川崎 16 階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

※電子証明発行遅れ、及び電子証明インストール不具合等外的要因によるやむを得ない事情により e-Rad への電子申請が期限に間に合わない場合、必ず事前に NEDO 担当部に相談すること。なお、電子申請以外の提案書類の提出は必ず期限前に行う必要がある。

6. 応募方法

(1) 提案書の作成に当たって

- ・ 提案書の記載様式は別添 1 をご参照ください。別添 2 に従って主要研究者の研究経歴書を作成してください。(主要研究者候補とは、提案書の各研究開発項目の責任者又は統括責任者となる登録研究員です。)
- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 提案書の提出部数は、4 部(正 1 部、副 3 部)です。
- ・ 提案書の提出時に「提案書受理票」(別添 3)を 1 部添付してください。

(2) 提案書に添付する書類

提案書には次の資料、またはこれに準ずるものを添付してください。

- ・ 研究機関毎の会社経歴書、大学案内パンフレットなど 2 部(提出先の NEDO 電子・情報技術開発部と過去 1 年以内に契約がある場合は不要です)。
- ・ 最近の営業報告書(1 年分)2 部(国公立大学等は不要です)。
- ・ NEDO から提示された契約書(案)(別添 1 提案書様式 P. 12)に合意することが提案の要件となりますが、契約書(案)について疑義がある場合は、その内容を示す文書 2 部(正 1 部、副 1 部)。
- ・ 国外企業等と連携している、またはその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、または共同研究の意志を示す覚書の写し 1 部。
- ・ 連携している、または連携しようとしている国外企業等が NEDO の指定する相手国の公的

資金支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合は、NEDO が提供する国際共同研究に関する内容等の申請書(英語様式)1部。(指定国の公的支援機関、申請書(英語様式)とも NEDO ホームページ上に別掲)

(3) 提案書の受理等

- ・ 応募資格を有しない者の提案書、または不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には、「提案書受理票」を提案者にお渡しします。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

応募に際し、あらかじめ e-Rad へ応募基本情報を申請することが必要です。連名の場合には、それぞれの機関での登録が必要です。詳細は、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Radポータルサイト < <http://www.e-rad.go.jp/> >

概略の手続きを以下の(a)～(e)に示します。

(a) 所属研究機関の登録とログイン ID の取得

申請に当たっては、まず応募時までに研究代表者(=主要研究員)の所属する研究機関(所属研究機関)が e-Rad に登録されていることが必要となります。所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行ってください。登録手続きに 2 週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって行ってください。登録されると、ログイン用 ID(11桁)、所属研究機関用 ID(10桁)、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細は e-Rad ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」を参照してください。

e-Rad 研究者向けページ システム利用に当たっての事前準備

< <http://www.e-Rad.go.jp/kenkyu/system/index.html> >

(b) 研究代表者(=主要研究員)のログイン用ID(11桁)、申請用は研究者番号(8桁)の取得

前記(a)で登録した所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納されたPCを用いてログインし、研究代表者をe-Radに登録して、ログイン用ID(11桁)及び申請用研究者番号(8桁)とパスワードを取得します。詳細はe-Radの所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

所属研究機関用マニュアル(共通)第1.20 版

< <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html> >

(c) 公募要領ならびに申請様式のダウンロードと申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。(NEDOの公募ホームページからダウンロードが可能です。)申請書類等を作成・準備します。

(d) 応募基本情報の入力と申請

e-Radの研究者向けページ

< <http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html> >

研究者用マニュアル(共通)第1.20版

< <http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html> >

7. 秘密の保持

提案書は、本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、NEDO で厳重に管理します。なお、国際共同研究を実施している、または実施しようとしている相手国研究者が NEDO の指定する守秘義務条項含む協定を締結している国外の公的資金支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合は、国際共同研究に関する内容等の申請書(英語様式)に記された内容が国際共同研究の認定審査のために相手国の公的支援機関へ渡ることを承知の上記載ください。さらに、取得した個人情報(研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。(法令等により提供を求められた場合を除きます。))

なお、e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

8. 委託先の選定について

(1) 審査の方法について

外部有識者による事前審査と NEDO 内の契約・助成審査委員会の 2 段階で審査します。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。また、必要に応じて資料の追加、ヒアリング等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査の基準

(a) 事前審査の基準

- (i) 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか(不必要な部分はないか)
- (ii) 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- (iii) 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- (iv) 提案内容・研究計画は実現可能か(技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等)
- (v) 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか(関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同研究相手先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等)。また、国外の研究機関等とのパラレル支援^{*}等の自国費用自国負担による国際連携として提案された場合は、その国際連携の内容が、国内研究機関等のみの連携よりもメリットがあることが明確であるか(プロジェクトが生み出す成果の質が向上する、

実用化・事業化までの期間の短縮が期待される等)。特に相手国研究機関等が NEDO の指定する相手国の公的支援機関(NEDO ホームページ上に別掲)の支援を受けようとしている(または既に受けている)ものである場合には、その妥当性が確認できるか等。)

※「パラレル支援(コ・ファンディング)制度」:国際共同研究における各参加機関への費用支援を、それぞれの国の研究支援機関等が自国参加機関分について個別に判断して行うもの。

(vi) 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか(企業の場合、成果の実用化が見込まれるか)

(vii) 総合評価

(b) 契約・助成審査委員会の選考基準

委託予定先は、次の基準により選考するものとする。

(i) 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

- ・ 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
- ・ 開発等の方法、内容等が優れていること。
- ・ 開発等の経済性が優れていること。

(ii) 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。

- ・ 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
- ・ 当該開発等の行う体制が整っていること。

(再委託予定先、共同研究相手先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO の指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)

- ・ 当該開発等に必要な設備を有していること。
- ・ 経営基盤が確立していること。
- ・ 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
- ・ 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(iii) 委託予定先の選考にあたって考慮すべき事項

- ・ 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- ・ 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- ・ 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- ・ 公益法人、技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。
- ・ その他主管部長が重要と判断すること。

(3) 委託先の決定、及び通知について

(a) 採択結果の公表等について

採択した案件(実施者名、事業概要)を NEDO のホームページ等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択となった理由とともに提案者へ通知します。

(b) 事前審査委員の氏名の公表について
事前審査委員の氏名を採択案件の公開時に公開します。

(c) 附帯条件
採択に当たって附帯条件がある場合(「提案した再委託は認めない」、「他の機関との共同研究とすること」、「再委託研究として参加すること」等)は、その旨を採択通知に明記することがあります。

(4) スケジュール

平成 22 年 1 月 12 日	: 公募開始
1 月 21 日	: 公募説明会(会場:NEDO 川崎別館)
1 月 22 日	: 公募説明会(会場:NEDO 関西支部)
2 月 12 日	: 公募締切り
2 月下旬(予定)	: 事前審査(外部有識者による審査)
3 月中旬(予定)	: 契約・助成審査委員会
3 月中旬(予定)	: 採択決定、公表
3 月(予定)	: 契約

◆ 提案者は、NEDO が提示する委託契約書(案)及び業務委託契約約款に合意することが委託先として選定されることの要件となります。また、契約締結に伴う実施計画書の作成・提出、契約締結後に提出する各種申請・届出手続き及びその他情報共有においては、NEDO ポータルを利用して行うこととなります。NEDO ポータルについては以下のサイトを御確認ください。

NEDOポータルサイト< <http://www.nedo.go.jp/portal/index.html> >

◆ 採択された企業等と NEDO の間での契約に当っては、当該研究開発成果の実用化に向けた計画(事業化計画書)を提出していただく場合があります。事業化計画書を提出していただいた場合で、業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合には、速やかに NEDO に変更内容を提出していただくこととなります。

◆ 研究開発終了後、追跡調査・評価に御協力頂く場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査(バイドールフォローアップ調査)についても、御協力を頂く場合がございます。

(5) その他留意事項

○公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下、「不正使用等指針」という。※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2)に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってくださ

い。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください: 経済産業省

< <http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html> >

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください: NEDO

< <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html> >

(a) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

(i) 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

(ii) 「不正な使用」を行った研究者、及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 2～5 年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大 6 年間の補助金交付等の停止の措置を行います。)

(iii) 「不正な受給」を行った研究者、及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 5 年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大 6 年間の補助金交付等の停止の措置を行います。) 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

(iv) 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

(v) 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。

(b) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途

の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

○研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください: 経済産業省

< <http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html> >

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください: NEDO

< <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html> >

(a) 本事業において不正行為があると認められた場合

(i) 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

(ii) 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間:不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2~10 年間)

(iii) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間:責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1~3 年間)

(iv) 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置、及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者、及び上記(iii)により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

(v) NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

(b) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

○NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談、及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号: 044-520-5131

FAX 番号: 044-520-5133

電子メール: helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ: 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

< <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html> >

(電話による受付時間は、平日:9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

9. 説明会の実施

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。

説明会に出席を希望される方は、1月19日(火)までに電子メールで事前登録をお願いいたします。

◆出席登録メールアドレス denshi-daihyou@nedo.go.jp

◆メール件名 次世代照明公募説明会(川崎、または関西支部)出席登録

◆メール本文 ①出席を希望される会場、②氏名、③法人名・所属、④連絡先

(1) 公募説明会(NEDO 川崎本部別館)

日時: 平成22年1月21日(木)10時30分～12時00分

会場: ラウンドクロス川崎ビル 4F 会議室

〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町 26-4

地図< http://www.orixjreit.com/cms/portfolio_0037.html >

(2) 公募説明会(NEDO 関西支部)

日時: 平成22年1月22日(金)13時30分～15時00分

会場: NEDO 関西支部梅田ダイワビル 16F 第1・2会議室

〒530-0001 大阪市北区梅田3丁目3番10号)

地図< http://www.nedo.go.jp/nedo_kansai/gaiyou/map.html >

※ 当日、会議室入口で受付を行い受付の指示に従って下さい。

10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、1月12日から2月12日の間に限り、下記あてに**FAX**で受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

電子・情報技術開発部 工藤、高井

FAX:044-520-5212

資料

PDF 「次世代高効率・高品質照明の基盤技術開発」基本計画

PDF 「次世代高効率・高品質照明の基盤技術開発」平成21年度実施方針

WORD 提案書の様式(別添1)

Excel 主要研究員研究経歴書(別添2)

WORD 提案書類受理票(別添3)

PDF (参考資料)追跡調査・評価の概要